

入札について

- (1) 消防設備保守点検業務委託の一般競争入札は入札説明会を行わないため、本書及び仕様書等を熟知のうえ、入札を行わなければなりません。
※入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へFAXにて問い合わせください。
問い合わせ先：那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274
問い合わせ期間：平成27年3月16日～平成27年3月20日 正午までとします。
回答日：平成27年3月20日 17時
- (2) 入札保証金は那覇市契約規則第20条第2項及び第12条第1項第2号の規定に基づき、免除します。但し、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市に納付しなければなりません。
- (3) 契約保証金は那覇市契約規則第4条第1項第9号の規定に基づき、免除します。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。
- (5) 「委任状」には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
- (6) 「入札書」には、「委任状」に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。押印のない「入札書」は無効となります。
- (7) 提出した「入札書」の書き換え、引き替え又は撤回することはできません。「入札書」に記載されている金額が誤字、脱字などにより、意志表示が不明瞭なもの、また、「入札書」の日付が入札の年月日と異なる場合も無効となります。
- (8) 入札価格は、消費税を含まない金額を記入してください。
- (9) 縦横の計算間違いは無効となります。
- (10) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低金額の入札をした者を落札者とします。
- (11) 最低価格で同額の入札者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決めます。
- (12) 1回目の入札で落札しなかった場合は、入札回数を3回まで行いますので、「入札書」は3枚準備してください。
- (13) 「入札心得」は熟読してください。
- (14) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定
落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (15) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札開札日時

平成27年3月25日 16時00分

場所：那覇・南風原クリーンセンター管理棟2階 クリーン推進課会議室

入札心得

- 1 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の書式（入札説明のとき配布）を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

無効の入札

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札。
- 3 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人印は認印可）を欠く入札。
- 5 入札書の表記金額を訂正した入札。
- 6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 明らかに談合によると認められる入札。
- 8 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札。
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札。

落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札執行回数は、3回までとする

消防設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、消防設備保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）委託契約書に定める他、委託基準を定めることを目的とする。

1 目的

消防法に基づく保守点検業務を実施し、消防設備を常に良好な状態に維持し、万一の火災等発生時に備えるとともに、異状の発生を未然に防止することを目的とする。

2 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

3 保守点検業務の対象施設及び設備

(1) 那覇市汚水処理場(南風原町字新川 650 番地)

1 自動火災報知機設備

(1) 感知器

・受信機(5回線)1式・差動式分布型 5個・定温式スポット型 4個・光電式スポット型 18個

(2) 発信機 3個

(3) 表示灯 3個

(4) 警報ベル 3個

(5) 常用電源 1組

(6) 予備電源 1組

2 誘導灯設備

(1) 誘導灯 1台

(2) 誘導標識(中型) 1枚

3 消火器具

(1) 粉末加圧消火器 7本

(2) 二酸化炭素消火器(7型) 2本

(3) 大型車載式粉末加圧消火器(50型) 2台

(2) エコマール那覇プラザ棟(南風原町字新川 641 番地)

1 屋内消火栓設備

(1) 加圧送水装置 1式

(2) 制御操作装置 1面

(3) 起動スイッチ(専用型) 11個

(4) 屋内消火栓 11基

(5) 水源(貯水槽) 1組

(6) 呼水装置 1式

(7) 放水試験 1式

2 自動火災報知機設備

(1) 感知器

- ・受信機(14回線) 1式 ・差動式分布型 5個 ・差動式スポット型 154個 ・定温式スポット型 1個
- ・光電式スポット 13個

(2) 発信機 11個

(3) 表示灯 11個

(4) 警報ベル 11個

(5) 常用電源 1組

(6) 予備電源 1組

3 誘導灯設備

(1) 誘導灯(小型・中型) 27台

(2) 階段通路誘導灯(小型・中型) 4台

4 防火・防排煙設備点検

(1) 防火戸 6

(2) 防火シャッター 18

(3) くぐり戸 8

(4) 手動装置 18

(5) 煙感知器(光電式) 20

5 消火器具

(1) 粉末加圧消火器 47本

(3) エコマール那覇リサイクル棟(南風原町字新川655番地)

1 屋内消火栓設備

(1) 加圧送水装置 1組

(2) 制御操作装置 1面

(3) 起動スイッチ 7個

(4) 屋内消火栓 7組

(5) 水源(貯水槽) 1組

(6) 呼水装置 1組

(7) 放水試験 1式

2 自動火災報知機設備

(1) 受信機(20~30回線) 1台

(2) 感知器

- ・差動式分布型 15個 ・差動式スポット型 37個 ・定温式スポット型 11個 ・煙感知器10個

(3) 発信機 7個

(4) 表示灯 7個

(5) 警報ベル 13個

(6) 常用・予備電源 1式

(6) 予備電源 1組

3 誘導灯設備

(1) 誘導灯(小型・中型) 20台

4 消火器具

- (1) 粉末加圧消火器 16本

(4) 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号)

1 自動火災報知機設備

- (1) 感知器

- ・受信機(P型1級 10回線) 1式・差動式分布型 3個・差動式スポット型 1個
- ・定温式スポット型 23個・光電式スポット 16個

- (2) 発信機 3個

- (3) 表示灯 3個

- (4) 警報ベル 3個

- (5) 常用電源 1組

- (6) 予備電源 1組

2 誘導灯設備

- (1) 誘導灯 8台

3 消火器具

- (1) 粉末加圧消火器 7本

4 保守点検業務の内容

- (1) 消防法17条の3の3の規程に基づく点検及び報告

- ア 消防法施行規則第31条の6に基づく定期点検(年2回)

- イ 定期点検の結果及び処置の内容について消防法施行規則に定められた様式での委託者への報告並びに消防署への書類提出

- ウ 消防用設備等について、法令規則等の基準に該当しないものがある場合は速やかに文書及び口頭で報告すること。

- (2) その他の業務

- ア 火災時等の対応

- 消防用設備が火災その他によって作動したとき、又は設備に異常を発見したと委託者から報告を受けたときは、直ちに出向き、適切な処置をとるものとする。

- イ 消防訓練への協力

- 年1回実施する消防総合訓練で使用する消防用設備の事前整備及び訓練でを使用した消防用設備の復旧業務。

- ウ 誘導灯類のランプ取替

5 協定

設備の保守点検実施につき、次の事項を協定する。

- (1) 受託者は機能保守のため、消防法第17条の3の3の規定による同法施行規則第31条の6並びに消防庁告示第3号に基づき保守点検を行い、以って甲の防火管理者の行う保守点検業務を補佐する。

- (2) 前記作業の結果あるいは処置の内容を所定の様式を以って委託者に報告し、委託者はこれを確認の上、点検結果報告書に押印する。

- (3) 委託者は常に、この設備が正規の状態にあることに留意し、万一火災その他にて作動したとき、又は委託者が故障を発見したとき、あるいは委託者がこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替え等の工事を行うときは速やかに受託者に通知し、両者協力して、設備の保全に努めなければならない。
- (4) この作業の結果、故障や不備な点を発見したとき、受託者はこれを委託者に報告し、両者協議の上最善の措置をとること。
- (5) 保守点検に要する材料は受託者の負担とする。
- (6) 次の場合に要する費用は委託者の負担とする。
 - ア 委託者の都合による工事又は模様替え等のため設備の移転あるいは改修を要する場合。
 - イ 設備の破損若しくは老朽化により機器の取替えの必要が生じ、これを委託者が認めた場合。
 - ウ 天変地異及び委託者の責任により設備に障害を生じた場合。

6 その他

- (1) 受託者は、委託期間開始後速やかに緊急時の連絡体制が一覧できる書類を提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、協議の上定める。ただし、軽微な事項については委託者の要望に従うこと。

入 札 書

1 件 名 平成 27 年度消防設備保守点検業務委託

2 入 札 金 額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

平成 27 年 月 日

那覇市長 城 間 幹 子 様

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

(注)1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

2 入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額(消費税相当額を含めない金額)を記載してください。

委 任 状

平成 27 年 月 日

那 覇 市 長 様

(委任者 — 法人の代表者)

住 所

商 号

代表者名

印

下記の者を代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 平成 27 年度消防設備保守点検業務委託

(受任者—代理人となる者)

住 所

氏 名

印